

大竹市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土砂災害から市民の生命及び身体を保護するため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）内の住宅その他の居室を有する建築物（以下「住宅等」という。）について、土砂災害対策改修を実施する者に対し、予算の範囲内において大竹市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、大竹市補助金等交付規則（昭和48年大竹市規則第37号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 土砂災害対策改修とは、既存の住宅等を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第80条の3の規定に適合するよう外壁の改修、塀の設置等を行うことをいう。

(2) 補助対象建築物とは、特別警戒区域内の住宅等であって、政令第80条の3の規定について既存不適格であるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象になる者は、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

(1) 補助対象建築物の所有者であって、市税の滞納がないもの

(2) 補助対象建築物を管理するために構成された建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する区分所有者の団体（以下「区分所有者の団体」という。）であって、区分所有者全員が市税の滞納がないもの

(3) その他市長が適当と認めるもの

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象建築物について、土砂災害対策改修を行う事業とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象事業に要する工事費（以下「補助対象経費」という。330万円を限度とする。）に100分の23を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 補助金の交付は、同一の住宅等につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業を行う前に大竹市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 補助対象建築物に係る登記事項証明書その他補助対象建築物の所有者が確認できる書類であって、申請の日から3か月以内に交付されたもの

(2) 補助対象建築物の所有者等（区分所有者の団体にあつては、区分所有者全員）について、市税の滞納がないことを証する書類

(3) 区分所有者の団体にあつては、補助対象事業の実施に係る総会の決議書

(4) 補助対象建築物の建築時期が確認できる書類

(5) 補助対象建築物の付近見取図、特別警戒区域が記載された配置図、各階平面図、立面図、断面図、現況写真等

(6) 補助対象建築物が政令第80条の3の規定に適合していないことが確認できる書類

(7) 補助対象事業により補助対象建築物が政令第80条の3の規定に適合することが

確認できる書類

- (8) 補助対象経費の見積書（工事費の内訳が確認できるもの。）
 - (9) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の確認済証の写し（建築確認申請が必要な場合に限る。）
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、前項に規定する申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合には、消費税等仕入控除税額を減額して申請をしなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助金の交付決定）

- 第7条 市長は、前条第1項の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは大竹市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、交付しないことを決定したときは大竹市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項に規定する補助金の交付の決定を行う場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（補助対象事業の着手）

- 第8条 申請者は、前条第1項の補助金の交付決定がされた日以後に補助対象事業の実施に係る契約を行い、着手しなければならない。

（補助対象事業の変更）

- 第9条 申請者は、当該補助対象事業を変更しようとするときは、あらかじめ、大竹市建築物土砂災害対策改修促進事業変更承認申請書（別記様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、大竹市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付決定変更通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の中止又は廃止）

- 第10条 申請者は、当該補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに大竹市建築物土砂災害対策改修促進事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第6号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、大竹市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付中止（廃止）通知書（別記様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（実績の報告）

- 第11条 申請者は、当該補助対象事業が完了したときは、当該補助対象事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月第3金曜日のいずれか早い日までに大竹市建築物土砂災害対策改修促進事業実績報告書（別記様式8号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の施工中及び完了時の工事写真
- (2) 補助対象事業の実施に関する契約書の写し
- (3) 補助対象事業の実施に要した費用の領収書又は請求書であって工事費の内訳が確認できるものの写し
- (4) 建築基準法の規定による検査済証（確認済証の交付を受けた場合に限る。）の写し

- 2 前項の規定による実績報告書を提出する者のうち、第6条第2項ただし書きの規定に

より申請した者は、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条第1項の報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の額を確定し、大竹市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金額確定通知書(別記様式第9号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 申請者は、前条の通知を受けたときは、大竹市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金請求書(別記様式第10号)により市長に補助金の交付を請求しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反し、かつ、その是正のための措置を講じないとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、大竹市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付決定取消通知書(別記様式第11号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条第2項の場合において、その取消しに係る部分に関し、既に交付した補助金があるときは、大竹市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金返還命令書(別記様式第12号)により、期限を定めて当該補助金の額の全部又は一部に相当する額の返還を命じるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 申請者は、当該補助対象事業完了後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、大竹市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金消費税等仕入控除税額報告書(別記様式第13号)により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じる必要があるときは、大竹市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金消費税等仕入控除税額返還命令書(別記様式第14号)により返還を命じるものとする。

(帳簿等の保存期間)

第17条 規則第10条の規定により、申請者が、帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該補助対象事業の完了した日から起算して、5年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成28年6月1日から施行する。